

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」の制定について

1 制定理由

平成24年8月に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が改正（以下「改正認定こども園法」という。）され、幼保連携型認定こども園が、学校としての教育及び児童福祉施設としての保育を提供する、法的位置付けを持つ単一の施設に位置づけられました。

改正認定こども園法第十三条第一項の規定で、県は幼保連携型認定こども園の設備及び運営について条例で基準を定めることとされました。

2 条例の内容

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府、文部科学省及び厚生労働省令第一号（以下「省令」という。）」に規定する「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」に「県独自基準」を加え、別表1のとおり定めます。

(1) 「従うべき基準」について

省令に則して基準を定めます。（例：学級の編制の基準等）

(2) 「参酌すべき基準」について

本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから、省令に則して基準を定めます。（例：掲示等）

(3) 県独自基準について

省令には明記されていないが、現在施行中である認定こども園の認定要件等に関する条例に規定されている項目の中から、改正認定こども園法及び省令の趣旨に鑑み、県が新たに制定する条例に明記する必要があると判断した8つの基準について、次のとおり独自に定めます。（詳しくは別表2を参照）

①十分な情報開示

②食育及び地産地消の推進

③防犯対策による健康及び安全確保

④地域における次世代育成支援対策等への協力

⑤運営状況評価の実施及び結果の公表

⑥非常災害対策の具体的計画の策定及び周知

⑦非常災害に備えた、定期的な避難訓練等の実施

⑧人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制整備及び従事者研修の実施

※ こちらをクリックしていただくと国の基準省令を参照できます。

[【参照】幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準](#)

別表 1

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日内閣府、文部科学省及び厚生労働省令第一号)	条例委任する場合の基準設定の類型
1. 基本方針	
第一条 趣旨	参酌すべき基準
第二条 設備運営基準の目的	参酌すべき基準
第三条 設備運営基準の向上	参酌すべき基準
2. 学級編成・職員	
第四条 学級の編制の基準	従うべき基準
第五条 職員の数等	従うべき基準
3. 設備	
第六条 園舎及び園庭	従うべき基準
第七条 園舎に備えるべき設備	従うべき基準(第一項第一号～第六号)
	参酌すべき基準(第一項第七号)
第八条 園具及び教具	参酌すべき基準
4. 運営	
第九条 教育及び保育を行う期間及び時間	従うべき基準(第一項第一号、第二号)
	参酌すべき基準(第一項第三号、第二項)
第十条 子育て支援の内容	参酌すべき基準
第十一条 掲示	参酌すべき基準
(十分な情報開示)	(県独自基準)
(食育及び地産地消の推進)	(県独自基準)
(防犯対策による健康及び安全確保)	(県独自基準)
(地域における次世代育成支援対策等への協力)	(県独自基準)
(運営状況評価の実施及び結果の公表)	(県独自基準)
(非常災害対策の具体的計画の策定及び周知)	(県独自基準)
(非常災害に備えた、定期的な避難訓練等の実施)	(県独自基準)
(人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制整備及び従事者研修の実施)	(県独自基準)
第十二条 学校教育法施行規則の準用	参酌すべき基準
第十三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準条例の運用	従うべき基準(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準、差別的取扱いの禁止、虐待等の禁止、懲戒に係る権限の濫用禁止、秘密保持等、保育所の設備の基準の特例、食事)
	参酌すべき基準(最低基準と児童福祉施設、一般原則、職員の知識及び技能の向上等、苦情への対応、保育所設備、保護者との連絡)
第十四条 幼稚園設置基準の準用	従うべき基準

5. 附則		
第一条	施行期日	従うべき基準
第二条	みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置	従うべき基準（第一項）
		参酌すべき基準（第二項）
第三条	幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例	従うべき基準
第四条	幼保連携型認定こども園の設置に係る特例	従うべき基準

別表 2

県が独自に定める項目及び基準		考え方
十分な情報開示 (努力義務規定)	保護者が多様な施設から必要な施設を適切に選択できるよう、十分な情報開示に努めること。	保護者の多様なニーズに対応するためには情報開示の必要性が高いと考え、新たな基準を定めます。
食育及び地産地消の推進(努力義務規定)	食育を推進するとともに、給食等において地域で生産されたものを使用することに努める等、地域に対する関心が深められるよう努めること。	食育及び地産地消の推進は、幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標にも合致するため、新たな基準を定めます。
防犯対策による健康及び安全確保(努力義務規定)	防犯対策により子どもの安全を確保するよう努めること。	子どもの健康及び安全を確保するためには防犯対策の必要性が高いと考え、新たな基準を定めます。
地域における次世代育成支援対策等への協力(努力義務規定)	地域における次世代育成支援対策(次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)第二条に規定する次世代育成支援対策※をいう。)等に協力するよう努めること。	幼保連携型認定こども園に、地域における次世代育成支援対策等への協力を求めることは、次世代育成支援対策推進法の趣旨からも必要であると考え、新たな基準を定めます。
運営状況評価の実施及び結果の公表(努力義務規定)	幼保連携型認定こども園の運営の状況について子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表に努めるとともに教育及び保育の質の向上に努めること。	質の高い教育及び保育を実現するためには、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表が必要と考え、新たな基準を定めます。
非常災害対策の具体的計画の策定及び周知(努力義務規定)	震災、風水害、火災その他の災害(以下「非常災害」という。)に対処するため、消火器、非常口その他必要な設備を設けるよう努めるとともに、施設の実情に応じた、非常災害の発生時の安全確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を策定し、並びに当該計画を定期的に全ての職員に周知するよう努めること。	東日本大震災の教訓をふまえ、災害時等における必要な設備の整備及びマニュアルの策定、周知の必要性が高いと考え、新たな基準を定めます。
非常災害に備えた、定期的な避難訓練等の実施(努力義務規定)	非常災害に備えるため、定期的な避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行うよう努めること。	東日本大震災の教訓をふまえ、災害時に備えた訓練実施の必要性が高いと考え、新たな基準を定めます。

人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制整備及び従事者研修の実施（努力義務規定）	子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うよう努めるとともに、子どもの教育及び保育に従事する者に対し研修を実施するよう努めること。	子どもの人権の擁護、虐待の防止等のためには、体制の整備を行うことに加え、教育及び保育に従事する者に対する研修の必要性が高いと考え、新たな基準を定めます。
--	---	--

※次世代育成支援対策推進法（抜粋）

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。